

○豊中魅力アップ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中魅力アップ助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、豊中ブランド戦略に沿って、地域または市域全体の魅力の創造・向上及び発信に寄与するイベント等を行う団体に対し、当該事業に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。

(助成対象団体)

第3条 この要綱において「一般団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この要綱による助成の対象となるものをいう。

- (1) 複数の者によって組織された団体であること。
- (2) 行政が事務局に参加していない団体であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体ではないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

2 この要綱において、「学生団体」とは、前項各号のいずれにも該当する団体であって、構成メンバーの半数以上が学生(学校教育法第1条に規定する大学に在籍する学生)であるものをいう。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第5条に規定する助成の対象となる事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に支出されたものとする。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りでない。

(助成の対象となる事業)

第5条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 文化芸術や歴史、商業、食など様々な分野や地域資源を活用、融合するなどにより、様々な出会いや交流、学びの機会を生み出し、地域等の魅力の創造・向上及び発信に取り組むイベント等であること。
- (2) 当該イベント等に要する経費のうち、助成対象経費の合計額が概ね100万円以上の額（ただし、学生団体が行うイベント等は除く。）であり、かつ、市内外から相当数の参加者が見込めるような規模のものであること。

ること。

- (3) 一般団体または学生団体（以下「助成対象団体」という。）が本市内において自ら実施するイベント等であること。
 - (4) 営利を目的としないこと。
 - (5) 本市から他の助成金等の交付を受けていない、または受ける予定のないイベント等であること。
 - (6) 関係法令に適合すること。
 - (7) 助成対象年度内に実施するイベント等であること。
 - (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする行為をしないイベント等であること。
 - (9) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とした行為をしないイベント等であること。
 - (10) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした行為をしないイベント等であること。
- 2 1つの助成対象団体が1つの助成対象年度内に助成金の交付を受けることができる事業は、1事業とする。
 - 3 同一の事業に対する助成は3回を限度とする。

（一般団体の助成金の額）

- 第6条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1、助成対象経費から当該イベント等にかかる収入の見込み額を差し引いた額のいずれか、低い方とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 前2項の規定により算出した助成金の額が100万円を超える場合は、前2項の規定にかかわらず助成金の額は100万円とする。
 - 4 前3項の規定に基づき算出した額は、第11条第1項の意見を踏まえ、減額する場合がある。

（学生団体の助成金の額）

- 第7条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の3分の2、助成対象経費から当該イベント等にかかる収入の見込み額を差し引いた額のいずれか、低い方とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 前2項の規定により算出した助成金の額が30万円を超える場合は、前2項の規定にかかわらず助成金の額は30万円とする。
 - 4 前3項の規定に基づき算出した額は、第11条第1項の意見を踏まえ、減額する場合がある。

（公募）

- 第8条 公募は、公募開始前に発行される市の広報誌及びホームページへの掲載並びに公共施設等におけるちらしの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、複数回行うことができる。

(助成金の交付申込)

第9条 助成対象団体のうち、助成金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）は、次に掲げる書類を添えて、豊中魅力アップ助成金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中魅力アップ助成金交付申込事業計画書（様式第2号）
- (2) 豊中魅力アップ助成金交付申込事業予算書（様式第3号）
- (3) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）
- (4) 事業実施場所の地図
- (5) 申込団体の中心となる団体の役員名簿
- (6) 申込団体の中心となる団体の定款、会則その他これらに類するもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

(申込み期間等)

第10条 申込団体は、所定の申込期間内に、都市活力部魅力創造課に前条に掲げる書類を持参しなければならない。

2 助成金の申込みは、1回の公募について1団体1事業とする。

(審査)

第11条 市長は、助成金の交付の可否を決定するときは、豊中ブランド戦略審議会規則（以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づき設置された豊中魅力アップ助成金審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴くものとする。

2 審査は、次に掲げる第一次審査及び第二次審査により行う。

(1) 第一次審査 助成の対象となる事業として第5条に規定する基準を満たすことについて、交付申込書及び添付書類により行う審査

(2) 第二次審査 第一次審査により第5条に規定する基準を満たすと認められた交付申込事業について、申込団体が公開の場で行う同事業についての説明（以下「公開プレゼンテーション」という。）により行う審査

3 審査部会は、第1項の意見を市長に述べる前に、公開プレゼンテーションにおいて、5項目（公益性・効果・先駆性・充実度・発展性）に基づき、審査するものとする。

4 審査部会の委員は、公開プレゼンテーションに出席し、申込団体に対し質疑を行うものとする。

5 第2項の規定による審査（公開プレゼンテーションは除く。）は非公開で行うものとする。

6 審査部会の委員のうち、申込団体の役員又は監事を兼ねる者は、当該申込団体の交付申込事業の審査において、意見を述べるできない。

(決定等の通知)

第12条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中魅力アップ助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、豊中魅力アップ助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体に理由を付してその旨を通知するものとする。

（申込みの取下げ）

第13条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該通知に係る助成金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に書面により申込みの取下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の変更等）

第14条 市長は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（助成金の交付時期）

第15条 助成金の交付は、第12条第1項の規定により、助成金の交付を決定した事業（以下「交付決定事業」という。）の完了後に行うものとする。

（実績報告）

第16条 交付決定団体は、当該交付決定事業が完了したときは、速やかに豊中魅力アップ助成金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 豊中魅力アップ助成金交付決定事業決算書（様式第7号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 報告は、当該助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内（当該助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の翌年度の4月10日を越える場合は、4月10日まで）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

（事業報告会）

第17条 市長は、交付決定団体に対する助成の結果を公開し、交付決定団体と市民が意見を交換する機会とするため、公開の事業報告会を開催する。

2 交付決定団体の代表者等の構成員は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

（助成金の額の確定及び通知）

第18条 市長は、第15条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、豊中魅力アップ助成金交付確定通知書（様式第8号）により、その旨を交付決定団体に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する助成金の額は、第12条第1項に基づき決定された額を超えないものとする。

(助成金の交付請求)

第19条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、通知を受けた日から2週間以内に豊中魅力アップ助成金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(計画書等の変更)

第20条 交付決定団体は、様式第1号から第3号の内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊中魅力アップ助成金交付決定事業(計画書/予算書)変更申込書(様式第10号)を都市活力部魅力創造課に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、記載された内容の変更(以下「計画書等の変更」という。)を認めるか否かを決定するものとする。

3 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。

4 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨(前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。)を豊中魅力アップ助成金交付決定事業 変更決定通知書(様式第11号)により交付決定団体に通知するものとする。

5 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第21条 市長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部の取消し(以下「決定の取消し」という。)を行うことができる。

(1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付の決定を受けたとき。

(助成金の返還)

第22条 市長は、計画書等の変更又は決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更又は決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体に命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第23条 交付決定団体は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第24条 市長は、当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他の事項)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市活力部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から実施する。

この要綱は、平成29年4月7日から実施する。

この要綱は、平成30年4月4日から実施する。

この要綱は、平成31年3月26日から実施する。